



福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定に係る関係
家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

福島地方労働審議会一般公示第1号

福島県横編ニット製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うにあたり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき意見を聴取するので、福島県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年1月22日までに、福島地方労働審議会（福島市花園町5番46号 福島労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年1月8日

福島地方労働審議会
会長 藤野美都子

別紙

意 見 書

令和7年1月8日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した福島県横編ニット製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提 出 者
住 所
氏 名
職 業

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿